

「千葉県浄化槽取扱指導要綱の一部改正」の概要

環境生活部水質保全課

1 改正の趣旨

県では、浄化槽の取扱いに関し適切な行政指導を行うため、浄化槽の設置等の手続き及び設置基準、関係者の責務等を「千葉県浄化槽取扱指導要綱」（以下「要綱」という。）として定めています。

今般、要綱第4に定める浄化槽設置届出書の添付図書の部数を変更することから、要綱の一部改正を行ったものです。

2 改正内容

要綱「第4 設置等の手続き」1（1）表及び同（2）表に定める浄化槽設置届出書の添付図書「浄化槽概要書」の部数を5部から4部に変更した。

【理由】

これまで、浄化槽概要書5部のうち1部は、当該浄化槽を設置する市町村環境衛生担当課への情報提供用として提出を求めていたが、令和6年4月1日以降は、浄化槽設置情報の電子データを市町村に提供することとしたため。

3 施行期日 令和6年4月1日